

越谷市の主な子育て支援事業のご案内

こども家庭課 こと政策課
令和8年4月1日現在



https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kosodate-net/

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kosodate-net/q-waie/

事業名	内容	対象者等	利用料等	担当課所	手続き等
1 出産・育児					
母子健康手帳	妊娠された方に、母子健康手帳を交付しています。また、別冊として妊婦健康診査助成券、新生児聴覚スクリーニング検査助成券、産婦健康診査助成券等をお渡ししています。	妊娠された方	無料	こども家庭センター (市役所第二庁舎2階) 963-9179	病院で妊娠と確定された後、すみやかに、こども家庭センター(市役所)の窓口へ妊娠届出書を提出してください。妊娠届出書は、申請窓口にある他、市ホームページからもダウンロードできます。
妊婦等包括相談支援事業 妊婦支援給付金給付事業	妊娠前から出産・子育て期まで切れ目のない相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)」と、経済的支援を図る「妊婦支援給付金給付事業」を一体的に実施しています。	妊娠された方 出産された方	無料	こども家庭センター (市役所第二庁舎2階) 963-9179	【妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)】 妊娠届出時、妊娠8か月後および出生届出以降に、面談等を実施し、出産・育児等の具体的な見通しを立てるためのサポートをします。 【妊婦支援給付金給付事業】 1回目給付: 妊娠届出後、給付のための認定を受けた方(電子申請による)に、5万円を給付 2回目給付: 新生児訪問後、胎児の数の届出をした方(電子申請による)に、胎児の数×5万円を給付 ※流産、死産等の場合も対象となります。
ベビーブック事業	赤ちゃんが生まれた家庭に対し、赤ちゃんのプロフィールや両親からのメッセージを印字でき、お子様のお名前がストーリーに登場する名入り絵本を贈呈します。	本市の住民基本台帳に初めて出生により記録され、引き続き住民基本台帳に記録されている子どもの保護者の方	無料	こども家庭センター (市役所第二庁舎2階) 963-9179	対象者の方には、絵本申込のための二次元コードが記載されたチケットを郵送します。 チケットに記載された二次元コードから、申込サイトにログインし、必要事項を入力して申込してください。申込受付から概ね2週間程度で、指定の住所に絵本を発送します。
母親学級 両親学級	妊娠、出産、育児に関する知識を身につけるための講習会です。 3日間で1コースの教室です。3日目はパートナーと2人でご参加ください。 【内容】1日目: オリエンテーション、歯科保健、 2日目: 妊娠中～産後の生活、妊娠中の栄養 3日目: 沐浴実習、新生児の保育、妊婦体験(パートナー)	妊娠16週～28週の方と そのパートナー ※初産の方優先	無料	こども家庭センター (保健センター) 961-8040	母子健康手帳交付時の資料に年間予定表があります。また、市ホームページやこしがや保健ガイドで日程を確認の上、こども家庭センター(市役所)の窓口で申請してお申込みください。申し込み期間初日から先着順で受け付けます。定員になり次第、締め切ります。
妊婦健康診査費用助成	母子健康手帳交付時に、14回分の助成券が交付されます。健やかな妊娠・出産のために、妊娠週数に合わせた健診を受けましょう。	妊娠中の方	助成券の上限額を超えた分は、自己負担になります	こども家庭センター (市役所第二庁舎2階) 963-9179	母子健康手帳と一緒に交付される妊婦健康診査助成券(公費負担14回分)を受診時に医療機関へ提出してください。 委託医療機関以外で受診された場合、助成券はご利用いただけません。出産後、別途助成を受けるためには、こども家庭センター(市役所)の窓口で申請が必要です。(手続きの際、領収書が必要となります。) 必要書類については、市ホームページをご確認ください。
産婦健康診査費用助成	母子健康手帳交付時に、出産後2週間から1か月にわたる産婦健康診査の助成券が交付されます。産後間もない時期の、お母さんのことからの健康状態を把握するために行われる、とても大切な健診ですので、必ず受診しましょう。	産婦健康診査を受診された産婦の方	助成券の上限額を超えた分は、自己負担になります	こども家庭センター (市役所第二庁舎2階) 963-9179	母子健康手帳と一緒に交付される産婦健康診査助成券(公費負担1回分)を受診時に医療機関へ提出してください。 委託医療機関以外で受診された場合、助成券はご利用いただけません。出産後、別途助成を受けるためには、こども家庭センター(市役所)の窓口で申請が必要です。(手続きの際、領収書が必要となります。) 必要書類については、市ホームページをご確認ください。
多胎妊婦健康診査費用助成	多胎妊娠をした妊婦さんは、単胎妊娠をした場合よりも頻りに妊婦健康診査を受診することが推奨されています。受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常の14回分の妊婦健康診査に加え、5回分を上限に助成します。※保険診療で支払った自己負担分は、対象外です。	母子健康手帳の追加交付を受けている妊婦の方	1回の受診につき5,000円を上限とし、最大5回までです	こども家庭センター (市役所第二庁舎2階) 963-9179	申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて担当課へご提出ください。申請書はホームページからダウンロードするか、窓口でお受け取りいただけます。(手続きの際、領収書等が必要となります。) 詳しくは、市ホームページまたは担当課にお電話でご確認ください。
予防接種	ロタ、BCG、5種混合、小児用肺炎球菌、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、B型肝炎、ヒトパピローマウイルス、2種混合の予防接種を実施しています。 【必要なもの】 ①予防接種予約票、②母子健康手帳	接種年齢のお子さん	無料	健康づくり推進課 (保健センター) 960-1100	生後2か月頃、一括して予約票をつづりなどを送付します(麻しん風しん2期、日本脳炎2期、2種混合2期、ヒトパピローマウイルスを除く)。また、こしがや保健ガイド、市ホームページにて、ご確認ください。転入した方や市外の医療機関で接種希望の方は健康づくり推進課(保健センター)へご連絡ください。
入院助産制度	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由などにより、入院助産を受けることができない場合に、認可助産施設で助産を受けることができます。	妊産婦	所得に応じて費用負担あり	こども家庭センター (市役所第二庁舎2階) 963-9179	事前に担当課までご相談ください。
出生届	出生した際の届出です。 【必要なもの】 ①出生届書、②医師または助産師の出生証明書、③母子健康手帳	生まれた子の父母	—	市民課 963-9192	生まれた日から14日以内(生まれた日を含みます。)、に、父母の本籍地が届出人の所在地、または子の生まれた所の市区町村に届け出ます。原則として、届出人は父母。
妊産婦・新生児訪問	助産師または保健師が、妊婦や赤ちゃんとお母さんを訪問し、育児などの相談をお受けします。助産師または保健師から電話をかけ、日時をお約束した上で、ご自宅に訪問します。 【内容】 赤ちゃんの計測、発育・発達や育児、母乳のこと、お母さんの体のことなどの相談、サービスの紹介、妊娠中の不安等の相談など	生後4か月未満のお子さんとお母さん を養育している方、妊娠中、出産に不安のある方	無料 ※助産師の訪問は産後のみ(1回)	こども家庭センター (市役所第二庁舎2階) 963-9179	母子健康手帳別冊にある「出生連絡票」を事前に記入の上、出生届の際、市役所市民課または北部・南部出張所に提出してください。
産後支援事業	助産師が出産後のお母さんの身体的、精神的な悩みや不安、新生児の保育などの相談や実践的ケア(母乳ケアや沐浴指導等)を行います。	越谷市に住民登録がある産後4か月未満のお母さんで、育児に不安を感じており、訪問や相談希望のある方	予約時に、助産師に確認してください。市はそのうち1,000円を負担しており、訪問や相談希望のある方	こども家庭センター (市役所第二庁舎2階) 963-9179	実施助産所等にご予約のうえ、母子健康手帳別冊にある「越谷市産後支援事業利用票」、母子健康手帳、本人確認書類(マイナンバーカード等)を持ってご利用ください。家庭訪問またはお母さんが実施助産所等へ行き、ケアを受けます。
産後ケア事業「はぐ」	産後に育児等の支援が必要なお母さんを対象に、専門職(助産師等)による宿泊・通所・訪問によるサービスを行い、安心して子育てできるようにサポートします。 ※ご利用前に申請が必要となります。	産後1年未満の母親及び乳児のうち、家族等から十分な支援が受けられない方、出産後に心身の不調や育児不安がある方、流産や死産等を経験された方	宿泊: 1泊2日7500円 (減免後の金額) 通所: 1回2,000円 訪問: 1回500円	こども家庭センター (市役所第二庁舎2階) 963-9179	出産予定日の2か月前から利用希望日のおおむね1か月前までに、こども家庭センターへご相談ください。
1か月児健康診査	乳児健康診査(身体測定・診察・相談等)	1か月児	無料	こども家庭センター (市役所第二庁舎2階) 963-9179	妊娠7～8か月頃のアンケートとともに1か月児健康診査票を送付します。実施医療機関に予約して受診してください。
4か月児・10か月児健康診査	乳児期は一生のうちで、最も発育・発達の盛んな時期です。赤ちゃんの心と体は、日々成長しています。この機会に、乳児健康診査を受け、赤ちゃんの健康の保持、増進に努めましょう。 (身体測定・診察・相談等)	4か月児、10か月児	無料	こども家庭センター (保健センター) 961-8040	生後2か月頃、予防接種の書類とともに乳児健康診査票を送付します。実施医療機関に電話で予約して受診してください。
1歳6か月児・3歳児健康診査	発育発達の重要な節目に当たる1歳6か月児、3歳児健康診査は、お子さんの健康状態を確認し、気がかりなことや育児に関する相談ができる機会です。大切な健診ですので、必ずお受けください。 (身体計測、診察(内科・歯科)、育児相談、栄養相談、歯科相談等)	1歳6か月児、3歳児	無料	こども家庭センター (保健センター) 961-8040	該当月の前月に通知します。保健センターで受診してください。
5歳児健康診査	5歳児健康診査は、就学に向けてお子さんの身体の発育や発達、集団生活の中での困りごとや不安なことを相談する健診です。 (身体計測、診察(内科)、集団遊び、心理相談、育児相談、栄養相談等)	5歳児	無料	こども家庭センター (保健センター) 961-8040	5歳になる前月までに「健康診査アンケート」を通知します。アンケートの回答により対象者には案内を個別通知します。
離乳食教室・幼児食教室	離乳食や食生活についての講話や試食、相談等を行います。 (離乳初期、中期、後期、完了期、幼児期)	4か月児から2歳児	無料	こども家庭センター (保健センター) 961-8040	越谷市電子申請・届出サービスの予約手続きからお申し込みください。 開催日の42日前(6週前の同じ曜日)から予約できます。
1か月児健康診査費用助成	1か月児健康診査(身体測定・診察・相談等)	1か月児	お子さん1人につき1回、上限5,621円を助成します。	こども家庭センター (市役所第二庁舎2階) 963-9179	委託医療機関以外で受診された場合、健康診査受診後、別途助成を受けるためには、こども家庭センター(市役所)の窓口で申請が必要です。(手続きの際、領収書が必要となります。) 必要書類については、市ホームページをご確認ください。
早期不妊検査費・不育症検査費助成事業	【早期不妊検査費助成】 夫婦が共に不妊検査を受けた場合で、検査開始時の妻の年齢が43歳未満の方を対象に、その検査費の一部を助成しています。(夫婦1組につき1回のみ、上限2万円。検査開始時の妻の年齢が35歳未満の場合、上限3万円。) 【不育症検査費助成】 夫婦が共に不育症検査を受けた場合、または妻のみが受けた場合で、検査開始時の妻の年齢が43歳未満の方を対象に、その検査費の一部を助成しています。(夫婦1組につき1回のみ、上限2万円。検査開始時の妻の年齢が35歳未満の場合、上限3万円。)	・治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦であること。 または事実婚関係にあること。 ・申請時において、夫婦の双方または一方が越谷市に住民登録があること。	—	感染症保健対策課(保健所) 973-7531	感染症保健対策課(保健所)の窓口で申請してください。必要書類は市ホームページにてご確認ください。
先進医療不育症検査費用助成事業	先進医療として国が告示している不育症検査を実施した方を対象に、その検査費の一部を助成しています。(検査1回の費用の7割に相当する額で、上限6万円。)	・2回以上の流産または死産の既往があり、申請時に越谷市民である女性(実際に検査を受けた方)。	—	感染症保健対策課(保健所) 973-7531	感染症保健対策課(保健所)の窓口で申請してください。必要書類は市ホームページにてご確認ください。
妊産婦歯科健康診査	妊娠中および出産後お子さんの1歳の誕生日の前日まで、妊婦・産婦各1回ずつ歯科健康診査が受けられます(検査、歯石除去、治療などは含みません)。	健診当日に越谷市に住民登録がある妊産婦	無料	こども家庭センター (市役所第二庁舎2階) 963-9179	市内の実施歯科医療機関にご予約のうえ、「越谷市妊産婦歯科健康診査受診票」(母子健康手帳別冊に入っています)、母子健康手帳、本人確認書類(マイナンバーカード等)を持って受診してください。
2 経済的支援					
児童手当	【お子さん1人当たりの手当月額】 第3子以降 30,000円 3歳未満(第1子・2子) 15,000円 3歳以上～高校生年代(第1子・2子) 10,000円 【申請が必要な方】①出生、②転入、③児童手当未申請の方など	18歳になる年の年度末までのお子さんを養育している父母等所得の高いほうの方(生計中心者) ※公務員の方は、勤務先に受給者や手続き方法についてご確認ください。	—	こども福祉課 963-9166	転入や出生の場合、15日以内にこども福祉課または北部・南部出張所の窓口で申請してください。申請のあった翌月分からの支給となります。 【必要なもの】 ①請求者名義の預金通帳の写し ②請求者が加入する健康保険の保険者名「共済」がわかる、3歳未満の児童がいる場合)請求者の健康保険の「資格確認書」の写し ③請求者と配偶者のマイナンバーカード
こども医療費	お子さんが病気やケガなどで医療機関に支払った医療費の一部を保護者に支給します。 【支給方法】 県内医療機関: 窓口負担なし ※窓口で受給者証と保険情報(資格確認書または資格情報のお知らせ、マイナンバー)を必ず提示。 県外医療機関: 窓口支払い後、申請書と領収書を提出してください。 (一部県内)	18歳になる年の年度末までのお子さんを養育している方	保険外の医療費と入院時の食事療養費等は自己負担	こども福祉課 963-9166	転入や出生の場合、15日以内にこども福祉課または北部・南部出張所の窓口で申請してください。 【必要なもの】 ①お子さんの保険情報(資格確認書または資格情報のお知らせ)の写し ②申請者名義の預金通帳の写し ※申請者は市内に在住で、お子さんの健康保険の被保険者等
児童扶養手当	父母の離婚、父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていないお子さんや、父または母に一定の障がいのあるお子さんを養育している方に支給します。支給額は所得額と児童数によって異なります。	18歳になる年の年度末までのお子さんを養育している方 ※一定の障がいのあるお子さんは20歳未満	所得制限あり	こども福祉課 963-9166	こども福祉課の窓口で申請してください。 【必要なもの】 戸籍簿などが必要ですが、手当を受け取る人の支給要件によって必要書類が異なりますので、こども福祉課の窓口でご確認ください。
ひとり親家庭等医療費	父母の離婚、父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていないお子さんや、父または母に一定の障がいのあるお子さんを養育している方が、医療保険制度で医療にかかった場合、支払った医療費の一部を支給します。 【支給方法】 県内医療機関: 窓口負担なし ※窓口で受給者証と保険情報(資格確認書または資格情報のお知らせ、マイナンバー)を必ず提示。 県外医療機関: 窓口支払い後、申請書と領収書を提出してください。 (一部県内)	18歳未満のお子さん(18歳未満のお子さんを養育している方) ※一定の障がいのあるお子さんは20歳未満	所得制限あり	こども福祉課 963-9166	あらかじめ受給者証の交付を受ける必要があります。こども福祉課の窓口で申請してください。 【必要なもの】 保険情報(資格確認書または資格情報のお知らせ)、戸籍簿などが必要ですが、支給要件によって必要書類が異なりますので、こども福祉課の窓口でご確認ください。
児童の心臓手術費等助成	18歳未満のお子さんが心臓手術をする場合、手術にかかる医療費以外の自己負担金(最高15万円まで)を助成します。	扶養義務者が市内に6か月以上在住する18歳未満のお子さん	所得制限あり	こども福祉課 963-9172	事前に担当までご相談ください。
特別児童扶養手当	精神または身体に一定の障がいがある20歳未満のお子さんを養育している方に支給します。 【お子さん1人当たりの手当月額】 1級(重度)58,450円、2級(中度)38,930円	精神または身体に一定の障がいがある20歳未満のお子さんを養育している方	所得制限あり	こども福祉課 963-9172	担当までご相談ください。
未熟児養育医療給付制度	身体の発育が未熟な状態で生まれ、入院治療を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。 病院は指定養育医療機関である必要があります。	①出生時体重が2,000グラム以下あるいは身体の発育が未熟で生まれた乳児で、医師が入院養育を認めた場合。 ②越谷市に住民登録を有する方	世帯の市町村民税額等に応じて自己負担額が生じます	こども家庭センター (市役所第二庁舎2階) 963-9319	こども家庭センター(市役所)の窓口で申請してください。申請当日は、地区担当の保健師との面談があります。お時間に余裕をもってお越しください。必要書類は市ホームページにてご確認ください。
小児慢性特定疾病医療費給付制度	児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病(小児慢性特定疾病)の医療にかかる費用の一部を市が助成し、ご家庭の医療費の負担軽減を図る制度です。	小児慢性特定疾病にかかり、国が定める疾病の状態の程度を満たしている、越谷市に住民登録を有する18歳未満の方(継続の場合20歳の誕生日の前日まで)	市町村民税(所得割)に応じて自己負担額が生じます	感染症保健対策課(保健所) 973-7531	感染症保健対策課(保健所)の窓口で申請してください。必要書類は市ホームページにてご確認ください。
パパ・ママ応援ショップ優待制度	優待カードの提示により協賛店舗等で割引等が受けられます。	18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのお子さん、妊娠中の方のいるご家庭	—	こども政策課 963-9165	LINEアプリをダウンロードし、「埼玉県LINE公式アカウント」(アカウント名:埼玉県庁)を友だち追加したのち、基本メニューの「魅力情報」から、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を選択し、利用者情報を入力してご利用ください。 優待カードを希望の方は、下記窓口までお越しください。 【配布場所】こども政策課、こども福祉課、こども家庭センター、北部・南部出張所、児童館コスモス・ヒマワリ、バスポートセンター、市民活動支援センター、中央図書室、こども家庭センター(市役所第二庁舎2階・保健センター)

事業名	内容	対象者等	利用料等	担当課所	手続き等
3 保育					
保育所(園)	保護者が働いていたり、病気などの事由で家庭で保育できないとき、お子さんを預かって保育します。市内には、公立保育所17か所、民間保育所23か所、認定こども園12か所、地域型保育65か所があります。 【最大保育時間】月曜～土曜日7:00～19:00 ※公立保育所2か所(桜井・七左)については、土曜日のみ7:30～14:00 ※民間保育園、認定こども園及び地域型保育は、施設により異なります。	・公立保育所は、入所時で生後3か月～就学前のお子さん(延長保育は満1歳から) ・民間保育園及び地域型保育は、施設により異なります。	0～2歳児の保育料については、所得に応じ月額負担あり	保育支援課 認定担当 048-963-9167	お子さんをお連れになり、保育支援課の窓口で申し込みをしてください。入所希望月の前月5日が締め切りです。(4月入所を希望する方は、広報紙等で別にお知らせする期間にお申し込みください。) 【必要なもの】 母子健康手帳、所得を証明する書類などが必要で、要件によって必要書類が異なりますので、保育支援課へお問い合わせください。
病児保育室	保護者の方が仕事を休めないとき等に、病気または病気の回復期にあるお子さんを、看護師と保育士がお子さんの体調に合わせて預かります。 【利用日】月曜～金曜日(祝日除く) 【利用時間】平日8:00～18:00に保護者が送迎。保育時間は要相談	越谷市在住で生後3か月～小学校3年生のお子さん	1日2,000円+おやつ代等	レイクタウン病児保育室 967-5521 北越谷病児保育室 940-0944 新越谷病児保育室 966-2600 保育支援課 総務担当 967-5234	病児保育室予約システム「テオテ」より申込み。 詳細は市内公共施設等に配架している病児保育室パンフレット、または子育てネットホームページ(HP番号:3317)をご覧ください。
保育ステーション	急用等でお子さんの保育に困ったとき、あるいは、リフレッシュを図りたいときなどに、一時預かりをしています。 【保育時間】(年末年始を除く) 南越谷保育ステーション、北越谷保育ステーション 6:30～22:00 レイクタウン保育ステーション 8:00～20:00	生後4か月～就学前の健康なお子さん	1時間500円 ※飲食代等は別に必要	南越谷保育ステーション 987-6300 北越谷保育ステーション 970-8200 レイクタウン保育ステーション 940-6883 保育支援課 総務担当 967-5234	事前に登録が必要です。各保育ステーションにお問い合わせください。
	育児相談や情報提供などを行っています。また、子育て講座なども開催しています。	就学前のお子さんと保護者	無料 ※内容により材料費等の実費負担あり	保育支援課 総務担当 967-5234	子育て講座は事前に申し込みが必要で、広報紙やホームページに募集のお知らせを掲載しています。
学童保育室	保護者が働いている場合などに、放課後、保護者に代わってお子さんをお預かりします。市内には、公立学童保育室が58か所あります。	小学生	月8,500円+おやつ代2,000円	保育施設課 学童保育推進室 963-9158	市ホームページから電子申請でお申し込みください。原則、入室希望の前月15日前後が締め切りです。(4月入室を希望する方は、広報紙等で別にお知らせする期間にお申し込みください。)
4 子育て支援					
地域子育て支援センター	育児不安等についての相談や情報提供、子育てサークル等の育成・支援などを行っています。また、子育て講座なども開催しています。	就学前のお子さんと保護者	無料 ※内容により材料費等の実費負担あり		
	おひさまの子 (公立・増林保育所内) 960-5800 にこにこ (公立・新方保育所内) 970-5611 ほかほか (公立・狭島保育所内) 971-8115 すくすく (南越谷保育園内) 990-5003 たけのこ (おたけ保育園内) 977-5311 げんき (越谷リッパわさくら保育園内) 988-0863 さらさら (松沢保育園内) 080-1058-3953	森のひろば (認定こども園わかばの森ナリ内) 993-4154 おへその広場 (の～びるこどもの家保育園内) 988-8180 たんぽぽ (袋山保育園内) 979-0520 のびるば広場 (南越谷保育ステーション隣) 987-7088 ちきんえっぐ (越谷どろんこ保育園内) 970-2280 こあら教室 (認定こども園小牧内) 985-4890 あおいたり (埼玉東萌保育園内) 973-7463	各地域子育て支援センター(左記) (公立)保育施設課 963-9197 (民間)保育支援課 総務担当 967-5234	お気軽に各地域子育て支援センターにお立ち寄りください。 子育て講座は事前に申し込みが必要で、広報紙やホームページに募集のお知らせを掲載しています。	
子育てサロン	急用等でお子さんの保育に困ったとき、あるいは、子育てのリフレッシュを図りたいときなどに、一時預かりをしています(森のひろば、おへその広場、のびるば広場、こあら教室、あおいたりを除く)。 【保育時間】 ・公立保育所は月曜～金曜日の8:30～16:30 ・民間保育園については直接お問い合わせください。	1歳～就学前の健康なお子さん ※越谷どろんこ保育園は生後2か月から	1時間500円 ※越谷どろんこ保育園内は1時間1,000円 ※飲食代等の実費は別に必要		事前に登録が必要です。各支援センターへお問い合わせください。
	相談員やサロニスタスタッフに子育ての悩みを相談したり、集まった子育て中の仲間とおしゃべりしたり、気軽に交流できます。また、子育て講座なども開催しています。	就学前のお子さんと保護者	無料 ※子育て講座は実費負担あり	各子育てサロン(下記)こども政策課 963-9165	お気軽に各子育てサロンにお立ち寄りください。 子育て講座は事前に申し込みが必要で、広報紙やホームページに募集のお知らせを掲載しています。
こしがやファミリーサポートセンター	お子さんの預かりや保育施設までの送迎など、利用会員のニーズに合った提供員(子育ての援助を行う方)を紹介します。 【援助時間】毎日6:00～22:00	小学校修了までのお子さん	1時間900円～1,100円 ※交通費、飲食代等の実費は別に必要	080-2055-2092 # 971-3808 #	事前に登録が必要です。 利用の際は、こしがやファミリーサポートセンターに電話で予約してください。
	緊急サポートセンター	お子さんの病気、急な出張、保育施設で急な呼び出しがあった場合の送迎など、緊急性を伴う預かりや宿泊を伴う預かりを会員同士の相互の助け合いで行います。	小学校修了までのお子さん	1時間1,000円～1,200円 宿泊1泊10,000円 ※交通費、飲食代等の実費は別に必要	緊急サポートセンター埼玉 048-297-2903 こども政策課 963-9165
子どもショートステイ	親が病気、出産、冠婚葬祭、育児疲れなどで養育できないとき、児童福祉施設でお子さんをお預かりします。	0～12歳までのお子さん	所得に応じて費用負担あり	こども家庭センター(市役所第二庁舎2階) 963-9319	担当課までご相談ください。
里親制度	家庭に恵まれないお子さんを預かり、親に代わって家庭的な雰囲気の中で育てていく制度です。	里親になるには、経済状況や研修の修了など、要件があります。	—	埼玉県越谷児童相談所 975-4152	児童の養育を希望する方は、里親登録が必要です。担当課へお問い合わせください。
5 各種相談					
家庭児童相談室(中央市民会館4階)	家庭における子どものしつけや行動、親子関係など、心配や悩みのある人の相談に応じます。 【相談時間】月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00～16:00	18歳未満のお子さんと保護者等	無料	こども家庭センター(市役所第二庁舎2階) 963-9319	お気軽にご相談ください。 来室のほか電話での相談もできます。 ※不在の場合がありますので、事前にお電話でお問い合わせください。
こども家庭相談室	子育てに関する不安や悩み、問題など 【相談時間】火曜～土曜日(祝日、年末年始を除く)9:00～16:00 ※月曜日が祝日・振替休日の場合、翌火曜日が休館、臨時休館日あり	0歳～18歳未満のお子さんと保護者等	無料	児童館コスモス 978-1515 児童館にマワリ 986-3715	お気軽にご相談ください。 面接のほか電話での相談もできます。
母子家庭等相談	生活・就業や母子家庭等自立支援給付金制度、お子さんの修学資金等の貸付などについて母子・父子自立支援員が相談に応じます。 【相談時間】月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00～17:15	ひとり親家庭の母または父	無料	こども福祉課 母子・父子自立支援員 963-9166	お気軽にご相談ください。 面接のほか電話での相談もできます。 ※来庁相談については、あらかじめ電話でお問い合わせください。
教育相談	お子さんのことばや発達、就学の相談、不登校やいじめ等の相談など 【相談時間】 来所相談 月曜～土曜日(祝日、年末年始を除く)9:20～16:40 電話相談 月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00～19:00 土曜日(祝日、年末年始を除く)9:00～16:40 メール相談は随時受付 オンライン相談 金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00～16:40	年少～中学校3年生のお子さんと保護者等 (オンライン相談については、不登校に関する悩みについて相談を希望する小学校1年生～中学校3年生の保護者対象)	無料	越谷市教育センター 962-9300、962-3894	お気軽にご相談ください。 メール相談は市ホームページよりお入りください。オンライン相談については、越谷市のサブサイト「GIGAKOSHIGAYA」のホームページより電子申請にて要予約。
青少年相談室(越谷市教育センター内)	お子さんの非行、問題行動などで悩んでいる保護者の相談や、悩みを抱えているお子さん自身の相談など 【相談時間】月・火・水・金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00～16:00 ※木曜日はこども家庭センター(市役所)へ	15歳(中学卒業後)～30歳代の青少年とその保護者等	無料	青少年相談室 964-0272 こども家庭センター 963-9319	お気軽にご相談ください。 面接のほか電話での相談もできます。
児童相談所	お子さんの養育、性格行動、障がい、非行の相談など 【相談時間】月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く)8:30～18:15	18歳未満のお子さんと保護者等	無料	埼玉県越谷児童相談所 975-4152	お気軽にご相談ください。 面接のほか電話での相談もできます。
外来(発達)相談	お子さんの発達(ことば、情緒、からだ等)に関して、保健師等の専門職による相談などを行います。 【相談時間】月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く)8:30～17:00	就学前のお子さんと保護者等	無料	児童発達支援センター 外来(発達)相談940-5961	来所相談には事前に予約が必要です。 面接のほか電話での相談もできます。
埼玉県救急電話相談(97119)	急な病気やけがに関して、看護師の相談員が医療機関を受診すべきかどうかをアドバイスします。また、緊急に診療できるお近くの医療機関(歯科、口腔外科及び精神科を除く)の所在地、電話番号、診療科目などもご案内します。 【相談時間】毎日24時間 【電話番号】#7119 もしくは 048-824-4199	どなたでも利用できます。	無料 ※通話料は実費負担	地域医療課 972-4777	この相談は助言を行うものであり、診断や治療を行うものではありませんので、あらかじめご了承ください。
埼玉県AI救急相談	急な病気やけがに関して、チャット形式で相談した内容をもとにAI(人工知能)が受診すべきかどうかをアドバイスします。詳しくは、「埼玉県AI救急相談」でご検索ください。	どなたでも利用できます。	無料 ※通話料は実費負担	地域医療課 972-4777	この相談は助言を行うものであり、診断や治療を行うものではありませんので、あらかじめご了承ください。
6 障がい					
療育手帳	知的発達に遅れのある方に交付されます。手帳の交付を受けると各種支援・相談指導等に利用できます。	知的障がいがあると判定された方	—	こども福祉課 963-9172	担当までご相談ください。障がいの判定は、18歳未満は児童相談所で行います。
身体障害者手帳	病気やけがなどにより、身体に障がいのある方に交付されます。手帳の交付を受けると各種支援・相談指導等に利用できます。	身体障がいがあると診断された方	—	こども福祉課 963-9172	担当までご相談ください。
自立支援医療(育成医療)	身体障がいや症状が手術等により改善すると認められる場合に、育成医療の給付を行います。	18歳未満のお子さん	所得制限あり 税額に応じて自己負担あり	こども福祉課 963-9172	事前に担当までご相談ください。
難聴児補聴器購入費等助成事業	軽度・中等度の難聴のお子さんに、補聴器の購入費用及び修理費用の一部を助成します。 【対象】 ・聴覚に障がいを有し、身体障害者手帳の交付の対象とならない方 ・補聴器の装着により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方	18歳に達する日以降の最初の3月31日までのお子さん	購入費用の3分の1 ※補聴器の種類により上限あり	こども福祉課 963-9172	事前に担当までご相談ください。
7 施設					
児童館コスモス	1階には幼児室・おもちゃ室等があり、すべり台等で未就学児と保護者が一緒に遊べます。また、児童館の事業のない日は遊戯室で体を動かして遊ぶこともできます。(授乳室有) 2階にはプラネタリウム室があり、3歳以上からご覧いただけます。(土・日・祝日、長期休業期間のみ) 3階の科学体験コーナーでは、遊びながら科学体験を楽しめます。 【開館日及び利用時間】火曜～日曜(年末年始を除く)9:00～17:00 ※月曜日が祝日・振替休日の場合、翌火曜日が休館、臨時休館日あり	0歳～18歳未満のお子さんと保護者等	無料 ※プラネタリウムは小学生以上100円(幼児は3歳以上から保護者同伴でご覧になれます。)	児童館コスモス 978-1515	団体に施設の使用を希望される場合は、あらかじめご連絡のうえ、越谷市立児童館使用許可申請書兼許可書の提出(使用日の30日前から)が必要となります。なお、児童館では施設(部屋等)の貸出しは行っていません。
児童館マワリ	1階には幼児室・おもちゃ図書室等があり、すべり台やおもちゃ等で未就学児と保護者が一緒に遊べます。また、児童館の事業のない日は遊戯室で体を動かして遊ぶこともできます。(授乳室有) 2階にはミニ水族館があり、魚の観察やかみとの触れ合いができます。 3階の科学展示コーナーでは遊びながら科学体験を楽しめます。 【開館日及び利用時間】火曜～日曜(年末年始を除く)9:00～17:00 ※月曜日が祝日・振替休日の場合、翌火曜日が休館、臨時休館日あり		無料	児童館にマワリ 986-3715	
児童発達支援センター	【児童発達支援事業】 ・ぐんぐん(グリーン・ピンク)(知的):2歳～就学前 ・(肢体):1歳半～就学前 ・のびのび: 3歳児～就学前のお子さん 【保育所等訪問支援事業】 保育所(園)や幼稚園等に通って発達に支援が必要なお子さんに対し定期的専門的支援を行います。 【早期療育教室】保育所(園)や幼稚園等に通っていない発達に支援が必要なお子さんに対し集団生活へ適応しやすくするための療育を行います。	・ぐんぐん(グリーン・ピンク)(知的):2歳～就学前 ・(肢体):1歳半～就学前 ・のびのび: 3歳児～就学前のお子さん ・保育所等訪問支援: 就学前のお子さん	年齢、所得に応じて費用負担あり	児童発達支援センター 代表940-5951 ぐんぐんグリーン 940-5952 ぐんぐんピンク 940-5953 のびのび 940-5961 保育所等訪問支援 940-5961	児童発達支援センター、または市役所こども福祉課(963-9172)までお問い合わせください。 【児童発達支援センター開所時間】 月曜～金曜日(祝日・年末年始を除く)8:30～17:00
	【おもちゃ図書室】遊びをおとして交流する場です。	どなたでも利用できます。	無料	早期療育教室940-5954 児童発達支援センター 代表940-5951	
夜間急患診療所	夜間の急患(急性の病気)に対応した診療所です。 【診療時間】毎日20:00～23:00(受付時間)19:30～22:30 【電話番号】960-1000	—	通常の医療機関と同様	地域医療課 972-4777	内科的疾患のみ診療します。 薬の処方、原則1日分となります。 翌日は、かかりつけ医を受診してください。 受診の際は事前に電話のうえ、マイナ保険証等をお持ちください。

詳しくは各担当課所へお問合せください。